

「事前関税率分類サービスについての告示」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

事前関税率分類サービスについての告示

●事前関税率分類サービス提供についての関税局告示第54/2551号

国際貿易支援として、国際基準に基づき、税関手続きを迅速に、正しいものとし、事前に輸入品の関税率分類を知ることができるよう便宜供与のために、

仏暦二四六九年関税法の第三条に基づく権限に依拠して、関税局は仏暦二五四七年一月三〇日付けの関税局告示を廃止し、本告示を代わりに適用する。

第一項 事前関税率分類

申請されたところに基づき、王国内への輸入前に、輸入を望む者に対して、いずれかの物品の関税率を事前に分類するサービスを提供する。

第二項 申請

事前に輸入商品の関税率分類を望む者は、以下のように、書類および証拠とともに、関税率事務所（サムナック・ピガッド・アトラ・スラカコーン）において、本告示末尾の書式（第一書式）に基づき、王国内への輸入の三〇業務日以上前に申請しなければならない。

（2・1）商品一種類につき一部の事前関税率分類申請書。複数の種類の商品がある場合は、問い合わせたい商品の数にしたがって申請を分ける。

（2・2）注文書（Purchase Order）、売買契約書（Sale Contract）、送り状（Invoice）、貿易信用状（Letter of Credit）、事前送り状（Proforma Invoice）など、輸入があることを示す何らかの書類。

（2・3）以下のようなその他構成書類とともに 事前関税率分類が必要な商品の詳細。

- 名称／商業上の名称／ブランド名
- 商品の特徴
- 成分
- フォーミュラ
- 化学上の構造
- 製造方法
- 作動形態
- 利用
- 梱包形態
- サンプル
- 写真
- カタログ
- 分析結果
- かつて関税率分類されたことのある同一の／類似の物品に係る分類データ
- （もしあれば）その他詳細

第三項 申請受理

申請受理を職務とする職員は第二項に基づく申請書、書類および証拠が揃っているか検査した上で、以下の手続きを取る。

（3・1）書類が揃っている場合、受理印、年月日を押し、署名を付した上で、関税率事務所長または職員に審査・手続きを命じるために委任された者に提出する。

（3・2）書類が揃っていない場合、申請人には是正するよう通知する。

第四項 関税率分類審査

(4・1) 職員は問い合わせのあった商品のデータの詳細を書類、証拠とともに審査、検査した上で、以下の手続きを取る。

(4・1・1) 詳細データが十分で関税率分類が可能な場合、三〇業務日以内に完了し、本告示末尾の書式(第二書式)をもって申請人に審査結果を通知する。

(4・1・2) 詳細データが不十分で関税率分類ができない場合、受理印を押した日から五業務日以内に書留郵便をもって申請人に通知する。

(4・1・2・1) 通知を受けた日から一五業務日以内に申請人から追加の詳細データを受け取らなかった場合、申請人に督促状を送付する。その後、一五業務日以内に追加データを受け取らなかった場合は申請人が事前関税率分類を望んでいないものとみなして、申請取消のため命令審査権限を有する者に具申し、本告示末尾の書式(第三書式)をもって申請人に通知する。

(4・1・2・2) 申請人が定められた期間内に追加の詳細データを提出できない場合、必要な事由を知らせる文面をもって追加詳細データ提出のため明確な延長期間を関税率事務所に求めることができる。延長期間が経過した時、(まだ追加提出がなければ)申請取消のため命令審査権限を有する者に具申し、本告示末尾の書式(第三書式)をもって申請人に通知する。

(4・2) 追加詳細データを受け取った時、

(4・2・1) 詳細データが十分で関税率分類が可能な場合、職員は(4・1・1)に基づく手続きを取る。

(4・2・2) 受け取った追加詳細データがまだ不十分で関税率分類ができない場合、申請人に一五業務日以内に追加詳細を提出するよう文面で通知し、提出がなかった場合は申請人が事前関税率分類を望んでいないものとみなして、申請取消のため命令審査権限を有する者に具申し、本告示末尾の書式(第三書式)をもって申請人に通知する。

(4・3) 関税率事務所または局長が認可命令審査人として委任した者が審査結果通知書および申請取消書に署名する。

ここに、手続きを取ることができない場合、本告示末尾の書式(第四書式)をもって書留郵便で申請人にその事由と手続き完了可能な期間を通知する。

第五項 事前関税率分類結果

事前関税率分類結果の通知書は本告示末尾の書式(第二書式)に従い、税関手続きに以下のような効力を有する。

(5・1) 輸入商品の送り状に関税率分類を表示するにあたって引用する。

(5・2) 関係機関職員は事前関税率分類結果の通知書に従って行動する。

(5・3) 通知書の発行日から一年間適用される。

(5・4) すでに事前関税率分類申請があった物品と全て同一の物品については、その申請人に限って適用する。

関税率に係る法律の規定に改定増補があった、もしくは関税率分類に変更をもたらす新データが明らかになった場合、元の関税率分類結果は取り消され、後に出された関税率分類結果を代わりに適用するが、すでに審査結果の通知を受け、問題なく輸入された物品に対して遡及効果はない。

第六項 再審査

(6・1) 事前関税率分類申請人は、事前関税率分類結果の通知書を受け取った日から三〇業務日以内に、本告示末尾の書式(第五書式)をもって、関税率事務所において再審査を申請する権利を有する。

(6・2) 事前関税率分類再審査は本告示末尾の書式(第六書式)をもって、受理印を押した日から三〇業務日以内にこれを完了する。

(6・3) 事前関税率分類再審査結果は最終的なものとみなし、事前関税率分類再審査結果の通知書が発行された日から一年間適用される。

ここに仏暦二五五一年（西暦二〇〇八年）七月一日から。

仏暦二五五一年七月一〇日告示

(おわり)